最高裁判所

横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　寺澤真由美

東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　野村　賢

横浜地方裁判所判事に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する（以上九月十一日）

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・越谷簡易裁判所判事　本間明日香

千葉地方裁判所判事に補する
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉簡易裁判所判事に補する（九月十二日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する
阿曽　邦夫　長田　士郎　坂　光正
富田　修蔵　仲里　元宏　龍門　賢治

正六位に叙する（各通）
小田　三男　佐藤　克裕　志村　征夫
菅井　勝　高橋喜代晴　高橋　精一
橋本　謙治　谷々　兼慶　吉川　義治

従六位に叙する（各通）
渋谷　誠　村上　行男

正七位に叙する（各通）
齊藤　靖造　泥谷　久夫

従七位に叙する（以上八月十日）
正五位に叙する
安藤　憲章　京屋　陽一
神野　妙路　田中　誠悦　西村　次郎

正六位に叙する（各通）
川越　義盛　児玉　隆　宗前　信夫
高松　憲子　武内　寛　西森　嘉人
春野　哲朗　山下秀太郎

従六位に叙する（各通）
相馬　秀夫　竹村晃一郎

正七位に叙する（各通）
増本　晃敏　増子　和也　美作　博　森園　裕榮

従七位に叙する（各通）（以上八月十一日）
川野邊　敏　登坂　秀

従四位に叙する（各通）
佐野　誠　田中　芳輝

従五位に叙する（各通）
遠藤　毅　畑島　繁則　渡邊　猶

正六位に叙する（各通）
市村　慎一　小原　康裕　川端　維
佐伯　佳彦　佐野　淳彌　永井光太郎
長谷川安男　星　悦男　吉野　台二

従六位に叙する（各通）
伊藤　健一　明杖　晃

正七位に叙する（各通）
井上　貢　内山　良二
楳田　悟　田口　和禧

従七位に叙する（各通）（以上八月十二日）
安部　弘行

従六位に叙する（八月十三日）
正五位に叙する（八月十四日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（八月十日）
上坂　久則　小熊與太郎

旭日単光章を授ける（各通）（八月十二日）
本田　雅夫

瑞宝小綬章を授ける
長田　士郎　坂　光正
渋谷　誠　富田　修蔵

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　克裕　長尾　昇
齊藤　靖造　山下　洋生

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十日）
橋本　謙治　泥谷　久夫

瑞宝小綬章を授ける
高松　憲子　田中　誠悦

瑞宝双光章を授ける（各通）
武内　寛　増子　和也　森園　裕榮

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十一日）
佐野　誠　田中　芳輝　伊藤　健一　遠藤　毅　小原　康裕
佐伯　佳彦　永井光太郎　長谷川安男
畑島　繁則　明杖　晃　渡邊　猶

瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　貢　内山　良二　楳田　悟

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十二日）

皇室事項

信任状捧呈式

九月十四日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在マレーシア特命全権大使アハマド・ロジアン・ビン・アブドゥル・ガニの信任状捧呈式を行われた。

九月十四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ニュージーランド特命全権大使キャロリン・ジェーン・ウェザオール・シュワルガーの信任状捧呈式を行われた。

御答信

天皇陛下から八月二十八日トリニダード・トバゴ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月三日御答信があった。

御答電

天皇陛下から七月十四日ブルネイ国王陛下へ発せられた御祝電に対し、八月十九日御答電があった。

天皇陛下から七月二十二日エジプト大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月十九日御答電があった。

天皇陛下から八月六日コートジボワール大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十五日御答電があった。

天皇陛下から六月九日ボルトガル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月三日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

国営香川用水事故防止事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定に基づき、国営香川用水土地改良事業（事故防止）につき緊急防災等工事計画を定めたので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき公告し、当該緊急防災等工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災等工事計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この緊急防災等工事計画については、上記の審査請求のほか、この緊急防災等工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、緊急防災等工事計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年９月17日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営香川用水事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の写し
２　縦覧期間
　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
３　縦覧場所
　農林水産省中国四国農政局のウェブサイト

国営斐伊川沿岸事故防止事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定に基づき、国営斐伊川沿岸土地改良事業（事故防止）につき緊急防災等工事計画を定めたので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき公告し、当該緊急防災等工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災等工事計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この緊急防災等工事計画については、上記の審査請求のほか、この緊急防災等工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、緊急防災等工事計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年９月17日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営斐伊川沿岸事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の写し
２　縦覧期間
　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
３　縦覧場所
　農林水産省中国四国農政局のウェブサイト